

「ペノキスラム」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成17年2月3日付けで農林水産省から、「ペノキスラム」について農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡があり、必要な資料が提出されたことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 「ペノキスラム」の概要

本薬は、除草剤であり、水稻への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国においては、米国、韓国等において登録がなされている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ペノキスラム」の食品中の残留基準設定について検討する。